

## 令和元年第2回笠松町議会定例会会議録（第4号）

令和元年6月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	2番	古 田 聖 人
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志

住民福祉部長	服部 敦美
建設部長兼水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	佐々木 正道
企画課長	山内 明
水道課長	天野 富三
教育文化課長	田島 茂樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩 敬康
書 記	早崎 千穂

1. 議事日程（第4号）

令和元年6月6日（木曜日） 午前10時開議

- |      |        |                                 |
|------|--------|---------------------------------|
| 日程第1 | 第39号議案 | 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について       |
| 日程第2 | 第40号議案 | 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
|      |        | て                               |
| 日程第3 | 第41号議案 | 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について   |
| 日程第4 | 第42号議案 | 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について     |
| 日程第5 | 第43号議案 | 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について    |

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

日程第1 第39号議案から日程第5 第43号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第39号議案から日程第5、第43号議案までの5議案を一括して議題といたします。

第39号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○5番（田島清美君） まず、51ページの民生費ですが、児童措置費、幼児教育無償化についてお聞きしたいんですけど、対象者はどれぐらい見えるかということをお教えください。

次に、52ページの衛生費の中の塵芥処理費の補正額7万6,000円のレジ袋有料化還元基金積立金のところで、ピアゴ笠松店から寄附と説明を聞いたんですけど、大変ありがたいことなんですけど、ほかにもスーパーがあるんですけど、ほかからの寄附などは今後はあるのかなのか。

というのは、今の国のほうでは有料化の義務づけと、先日ニュースでもやっていたので、それについて今後の見通しをお教えいただきたい。あと、55ページの保健体育総務費のスポーツ推進委員さんが10名から12名になり、2名追加されたということで、ユニフォームも一新されるということなんですけど、勉強不足で申しわけないんですけど、スポーツ推進委員さんというのは、老人レクリエーションなんかで体操やられている方のことなのか、こういった役割をされているのかをお教えいただきたいということと、こういった選定でこの方が選ばれるのかをお教えください。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

私からは、保育園・幼稚園の無償化の対象の人数ということでお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園につきましては、双葉幼稚園や笠松幼稚園、その他の幼稚園もありますが、248名、それから保育所で3歳以上の方が259名、そして3歳未満のお子さんについても、非課税の方の場合が対象になりますので9名、合計が516名となります。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 私からは、52ページの衛生費、塵芥処理費のレジ袋有料化還元基金の積立金の内容についてお答えをさせていただきます。

こちら、今、議員さん言われたように、ピアゴ笠松店から寄附をいただきました。これにつ

きましては、平成20年に笠松町レジ袋削減の取り組みに関する協定書というものを住民団体の代表と、そして町長、県副知事が署名をいたしまして、当時6社と協定を結んでおります。その内容につきましては、レジ袋の販売価格からレジ袋の作成費用を差し引いた、その利益分を地方公共団体に寄附をするか、会社で環境保全に使うという中身になっております。その関係で、今回、ピアゴ笠松店から7万6,025円の寄附をいただいているものでございます。この活用につきましては、ダンボールコンポストの講習会に参加された方の財源に充てさせていただいておるものでございます。

あと、国の動向ということで有料化の義務づけというお話も出ておりますが、それにつきましては、今後、国の動向も見ていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

スポーツ推進委員についての御質問でございますが、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に定められた非常勤の公務員でございます。町民のスポーツの振興と健康な生活育成のため、各種スポーツ行事、講習会などに関する企画や運営・助言などを行っていただいております。

定数が12名でございます。それまで10名でございましたので、今回2名選任させていただいたんですけれども、今回に限りましては、広報でも2度ほどスポーツ推進委員になりませんかということで広報させていただきます。2名の方を選任させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

それで、スポーツ推進委員さんの漠とした話は理解できたんですけど、大体年に何回ぐらい、いろんな行事に出てみえるとか、具体的なお話をお聞かせいただきたい。あと報酬などがあるのかどうかとか、体育協会とかが推薦されてそういうふうになるのか、どういったふうで2名の方を選ばれたのかという、そういうことを教えていただきたい。

あと、先ほど福祉のことで聞かせていただいたんですけど、今年度は国庫補助金がもらえるんですけど、国は今、子育て支援に力を入れているので、3歳未満の方の保育料を無料にするということをやってみえますけれども、今後それが国からの補助金がなくなった場合、当町としてはどういうふうにされるのかということをお聞かせいただきたいです。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今年度につきましては、10月以降の半年間分につきましては、全額が国の負担になります。来年度からは、2分の1が国の負担、4分の1が県の負担で、4分の1が町の負担で実施していく予定でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

スポーツ推進委員さんにつきましては、年間15回ぐらいあります。まず、月1回の定例会がございます。それから、地区の研修会であったりとか県の研修会であったりとか3回ぐらいございます。あと、郡のスポレク祭が大きな行事になると思います。いろんな駅伝競走大会とか町民運動会ですとか、そういったときにも協力はさせていただいております。

今回の2名の方につきましては、広報等で募集させていただきまして、こういった方はどうだろうということで御推薦いただきまして、うちでも協議させていただきまして、面接をさせていただいて、2名の方にスポーツ推進委員としてやっていただくことになりました。

報酬につきましては、日額5,400円でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 先ほど服部部長がお答えしました保育料無償化に関して町の負担分4分の1ということで御説明をさせていただきましたが、その財源につきましては、まだ詳細は決まっておりますが、消費税が増税した分で町に入ってくる消費税の交付金なり譲与税、それに対応、財源とするということは確認をしておりますので、また詳細がわかり次第、御説明はさせていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

あと済みません、聞き忘れてしまったことがあって、さっきのレジ袋の件なんですけど、10年ほど前に、私もうろ覚えなんですけど、トミダヤとかVドラックとかと有料化の協定を結んでみえたと思うんですけど、それは消えてしまったのか、どういうふうになっておるのか、その辺だけ教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

先ほど、平成20年にその協定を締結したということで御説明をさせていただきました。そのとき6社ございまして、その中に、今、議員さん言われた業者も入っております。

先ほども申し上げましたが、レジ袋の有料化に向けた利益については、地方公共団体に寄附する方法と、あと自社で環境保全に活用するという方法もございまして、現在は、ピアゴ笠松店のみが笠松町に寄附をさせていただいているという状況でございまして、ほかの業者につきましては、自社で環境保全に充てていると解釈をしております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質問はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○4番（川島功士君） 54ページの教育費、小学校費についてですけれども、備品購入費は、下羽栗小学校の通級教室開級によるものだと聞いたような気がするんですけれども、細かい中身、どんな状況で何人ぐらいの方がお見えになって、どれぐらいの設備、要するに椅子や机やどういものを買われたのか。それと関連にはなるんですけれども、下羽栗小学校にできましたが、松枝小学校と笠松中学校に対する見通しはどのように考えておられるのか。

それと、昨年度、笠松小学校の通級教室は2カ月ぐらい開級式そのものがおくれました。開級式がおくれますという通知以降、2カ月ぐらい保護者のもとには何の連絡もなく、本当に開級をするのかしないのかということすらわからない状況というのが2カ月ぐらい続きました。

今後、そういうことが起きないようにしてほしいのですが、そのときはどのような形で決着がついたのか。今年度は、何の問題もなく開級が普通に行われて、子供たちが通級できるような状況になっているのか、そのことについて御質問します。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、昨年度、笠松小学校の情緒の通級指導教室の開設がおくれたことにつきましては、担当教員として予定しておりました教員が病休をとりまして、その補充の教員を探すということが大変難しい状況でございまして、2カ月ほど開級式がおくれたというのが現実でございます。本人は働き過ぎといえますか、週30時間ほど持ちまして、学校で職員会議等の会議の最中でも通級の指導に当たるということで、誠意を持って一生懸命努力したと思っております。

それから、ことしに関しましては、年度当初から通級指導教室を認めていただいた段階から、担当教員というものを探しましたので、本年度はきちんとスタートしたところでございます。

それから、松枝と笠松中学校の通級指導教室の開設につきましては、国の通級指導教室が定数を今動かしておりまして、通級に係るお子さんが13人いると1教室を設置するという基本的なルールがございまして、人数が整えば開設の依頼をしまいたいと考えております。

ただ、中学校につきましては、現在、岐阜地区でも中学校で通級指導教室を開設している学校は大変少のうございまして、私どもも今、中学校に進学をしても通級指導教室に通いたいという人数の把握が13人という数には到底至らない現実でございまして、通常の学級での指導に十分留意をしながら、小学校から持って上がった指導票を参考にしながら、指導を進めているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをさせていただきます。

下羽栗小学校の通級教室に通う児童の人数ですけれども、16人でございます。それに伴いまして、教室にどういったものを整備したかということでございますが、まず教材といたしまし

ては、支援する、学習をサポートする、例えば読み書きが苦手な子供への漢字支援ワークですとか、ドリルですとか、そういった教材費等を購入しております。

あと、整備する備品等でございますが、机、椅子、キャビネット、パーティション等を整備させていただきます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

ことは問題なく開級できたということなんですけれども、昨年度の話ですれば、4月に開級がおくれますという一報以降、2カ月間、何も連絡をしなかったというのは、やっぱり組織として大きな問題であるというふうに思っております。

既に通級を経験したのことがある親御さんだったり、お子さんだったりするのはどういうところかというのがわかっていて、ある程度予測もついたかもしれませんが、新しく1年生に入られた子の場合、通級教室がどういうものであるということすらわからない状態で、何の連絡もなく2カ月も過ぎてしまった。もちろん先生の事情があったというのはお聞きはしておりますが、それならそうで、個人的な部分は配慮をしながらでも、何らかの形で保護者の方、お子さんの方に御連絡を差し上げないと、ただでさえ不安がいっぱいある中で何の連絡も来ないというのは物すごい不安を募らせていくのではないのでしょうか。

担当教員について、例えば、急に御病気になられたり、昨今の事故のように突然、事故で亡くなってしまうこともあるわけですね。そういう場合、組織としてどう対応するのか。例えばそうなったときには、かわりに誰か来てくれるよというようなシステムは、県を含めて検討はできないものなんでしょうか。その辺のところは、どのようにお考えでしょうか。

私も、中学校の通級に通われる方というのは本当に人数が少なくて、1人、2人という状況だったのをよく知っています。一昨年度でしたかね、実際にそのときは、岐南町の小学校しか通う教室がなかったので、笠松中学校から制服を着て岐南町の小学校にある通級教室へ通うというのは、それだけでかなり親にとっても、本人にとってもハードルは高いと思います。

もちろん定数制を敷いているということなんですけれども、そういう前提のもとに、中学校にも行って、そういうものができるんでという前提をやらないと、例えば、小学校へ通わないかんよといったら、もういいですと多分言うと思うんですね。そういうところについては、どのようにお考えなのか。

それと、例えば合理的配慮を求めることができるという中で、中学校の定期試験を別室で、読み書きが非常に苦手な子が先生に読んでもらって解答を聞いてもらってというようなことをお願いするというのがここ2年間ぐらいであったのかなかったのか。

そして、以前、お子さんはそういう障害があることを隠したいと思っていらっしゃるんです

けれども、別室に連れていったらカミングアウトすることになるんですけど、それでもいいですかというふうに校長先生と学年主任の先生がおっしゃったということがありました。そういうことについて、どのような指導をされているのかお聞きします。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、前の笠松小学校の通級の教員に関してでございますが、例えば本年度も羽島郡8つの学校で37人の講師が入っております。正規の者でなくて。しかも、当初から正規の教員が配置できないという欠員という状況で動き始めた学校もたくさんございまして、昨年のように、例えば、情緒の通級指導教室の指導ができる教員というのは、そう現在いないわけですよ。

そのために、急に教務主任に勉強に向かわせたり、非常勤の方に依頼をして、数時間、松枝小学校の分が持てないかというようなお願いをして頼んだりして、手配は私どもは一生懸命やったつもりですけれども、現実的には、今、議員がおっしゃったように、2カ月開設がおくれたということでございます。

正確に覚えておりませんが、その間、全く保護者に対して連絡がなかったということは多分なかったと思いますが、一度確認をさせていただきます。もしもそういう状況であれば本当に申しわけないことで、親さんにとって大変不安な思いをさせたんだと思っております。

次に、ここ一、二年の間に、例えば読みの苦手な子に読みの補いを別室でするとか、書くことが苦手な子に書くことの援助しながらテストを受けさせるといった配慮については、この2年間はしておりません。

ただし、障害を持ったお子さんがいらっしゃいましたので、私どもは事前に県立学校にももしも入学する場合には、そういう手が打てるかどうかといったことについては事前に協議を進めておりました。けれども、県立学校に進学されませんでしたので、それは実現しませんでした。本人の願い、それから保護者の願いを十分聞いて、学校でのテスト受験、それから高等学校への進学、そういったものについて合理的配慮が浸透できるような、そんな心づもりは、私どもは絶えずしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

大方、私も確認している事項だと思いますけれども、昨年のケースは、親御さんが悩んで悩んで不安で不安で、悩んだ末に御相談を持ってこられたということでした。なので、その親さんにとっては、連絡は来てなかったという認識だったと思います。学校側とは違う可能性はありますが、私に御相談をされた親御さんは、かなり悩んだ末に、どこへも行くところがないので来ましたみたいな感じでした。なので、そういうことだと思います。



それと、合理的配慮の件なんですけれども、ぜひともそういう形で、言い方は悪いですけど、半ば親さんに負担をかけるような言い方をしないで、できるだけ、望めばウエルカムですというぐらいの気持ちでやっていただきたいなと思います。

今、小学校の低学年の親御さんたちは、やはり高校入試をどう乗り切るかというのが今からもう不安で不安で仕方ないというのを切実に訴えておられます。保育所にいる段階から、こういうふうきちんと指導の記録が残っていくわけなんですけれども、まず小学校に上がったときにどうしたらいいのか、今度、中学校に上がったときには通級すらない。合理的配慮ができるかどうか分からないという状況になると、もうただただ不安で、今でも本当に不安に思っています。

そういうお話を本当によく聞きますので、少なくとも通級教室に通われている方中心に、きちんと対応をしますということを述べて説明していただきたいなと思います。そういう方たちも、最終的には自立をしていただくのが本人のためですし、保護者のためですし、基礎的自治体のためでもあると思いますので。

それと、あと機器の説明を受けたんですけれども、笠松小学校ではタブレットを持って先生が1対1で情緒系の子の指導をされていたと思うんですけど、そういうことは下羽栗小学校もやられるんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 情緒に関する障害を抱えるお子さんに対する指導というのは、非常に多種、多岐にわたっておりまして、読み、書き、そのほか、新しくこの4月1日からデジタル教科書が使うことができるようになった。今までは教材用でしたけれども、今度は教科書そのものをデジタル化したもので、そこには拡大文字化ができたり、読みのサポートができたり、そういったシステムが入っておりますので、状況を見ながら、本人の障害の様子を見ながら、本人にそれが必要とあれば導入していくというようなことで、これから対応してまいりたいと思っています。

○教育長（宮脇恭顯君） 今、御回答申し上げたとおり、デジタル教科書が整っておりますので、タブレット端末で先生と1対1で学習し合うと、そういったことも十分可能でありますので、検討してまいりたいと思っています。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質問はありませんか。

[挙手する者あり]

竹中議員。

○1番（竹中光重君） それでは、49ページ、2款 総務費、2項 企画費、5目 プレミアム付商品券事業費についてでございますが、本年10月に予定されている消費税率の引き上げの有無にかかわらず、プレミアム付商品券事業は行われるのかの確認。

2点目、51ページ、3款 民生費、2項 児童福祉費、1目 児童措置費の、やはり同じく幼・保無償化は、消費税の増税の有無にかかわらず、ことしの10月からスタートするのかの確認のお尋ねをいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

私は、49ページのプレミアム付商品券の関係で、消費税の引き上げ有無にかかわらず行われるかという御質問についてお答えをさせていただきます。

このプレミアム付商品券の事業につきましては、国から通知されておりますプレミアム付商品券の事業実施要綱、そして事業費、事務費の補助金交付要綱に基づきまして、国の補助事業ということで事務を進めるため、準備をしておりますし、それに伴う経費を今回、この補正予算で提案をさせていただいております。

この要綱では、やはりこの事業を実施するための内容となっております。現在、議員が言われましたように、増税の延期というか有無にかかわらずの取り扱いについては、現在のところでは、要綱上では想定をされておられませんので、現段階での場合の取り扱いについては不明ということでございますが、何らか国の状況に変化がありましたら、国からまた通知があらうかと思っておりますので、町といたしましては、国の通知に沿って対応していくということになると思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

保育料の無償化につきましても、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づきまして実施をする予定でおります。

今、企画環境経済部長も申し上げましたが、消費税が増税するという前提でこちらを進めております。もし消費税が増税されないような場合がありましたら、また国の通知に基づいて行っていきたいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 竹中議員。

○1番（竹中光重君） ありがとうございます。

現状、事業を実施するという方向ということで理解させていただきまして、その上で質問させていただきます。

初めに、プレミアム付商品券の取り扱い事業者への募集はいつから始めるのか。

次に、取り扱い事業者への説明会はいつ開催するのか。また、開催回数は何回行われる予定でみえるのか、お尋ねします。

今度は、プレミアム付商品券購入対象者への説明について、今、岐阜市や大垣市などの周辺

自治体のホームページにはもう記載がされております。まだ、笠松町や笠松町商工会のホームページには全く記載がございません。購入するための説明やルール、告知や広報はどのようにして行うのか、お聞かせください。

最後にもう一点、きのう、長野議員さんの一般質問の中にもございましたが、家族や配偶者からの暴力により住民票を移さずに町内に居住されている方、こういう方がプレミアム付商品券の購入ができるのかできないのか、お聞かせください。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、プレミアム付商品券についてお答えをさせていただきます。

まず、事業所、取扱店舗の募集につきましては、6月末から実施を予定しております。そして、取り扱いの説明会は8月の中旬ぐらいに予定をしております。周知に関しましては、このプレミアム付商品券は住所登録が条件となっておりますので、まず6月号の広報に、住所登録をしましょうという確認の意味での掲載をさせていただいておりますし、来月からは、広報に説明等の掲載をさせていただきます。もちろんホームページにも、商工会等、掲載をさせていただく予定をしております。

そして、対象者への説明でございますが、実際に今回の対象者、低所得者と子育て世帯の方々になります。低所得者ということで、町のほうで非課税リストにより該当される方、該当されると思われる方には、引きかえ券の交付申請書を先に送らせていただく予定をしております。そこで、購入を希望される方が町に申請をしていただきまして、町ではその後、税情報とか要件を確認して、該当と確認された方には商品券の購入引きかえ券を送付する予定であります。

また、子育て世帯の方につきましては、生年月日が基準になっております。平成28年4月2日から令和元年9月30日生まれの方ということで、生年月日の確認のみですので、対象者の世帯の世帯主に対しまして購入引きかえ券を送付するということでございますので、対象であろう方には、何らかの通知を差し上げることになっております。

DVということで御質問がありましたが、基本的に、このプレミアム付商品券は住所地というのが大前提となります。ただ、そのDVの方、違う場所にお住まいということもございますので、その方々には御相談をしていただくということで、その住所地のところ、現在住んでいる実態のところと調整をして該当する場合には、購入できるような手続をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質問ありませんか。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 47ページですが、歳入の関係なんですけれど、県の支出金の中に、移住・定住促進事業補助金、東京圏からの移住支援事業費補助金55万円と75万円、観光促進事業補助金185万円が県から支給されるようですが、この事業はどのような形で進められるのか、またどのような内容なのか、お尋ねします。

それから、49ページのプレミアム付商品券の関係ですが、手続や住民票の調査だとか、年齢の調査とかいろいろ含めて、全てを商工会と情報センターに委託をしてということですが、今言われたようなその手続は全て委託の中で行われるということでしょうか、一部は笠松町として責任を持ってやる部分があるのではないかと思います、どのようなことでやられるのかお尋ねします。

民生費の保育料の無償化については、消費税が上がったのではなくて、保育所や幼稚園などの無料化、幼児教育の無料化については、法律として決定され、上げようが上げまいが国としては進められる事業ではないでしょうか。消費税によって変わるのでしょうか。その点、お尋ねします。

田島議員の質問にありましたレジ袋の関係ですが、6社と平成20年に契約をされたということですが、その後、全てがそのまま契約が生きているのでしょうか、その点をお尋ねします。

55ページの保健体育のスポーツ推進委員の関係ですが、先ほどの説明では、広報で募集をした結果として2名の募集があつてということですが、推進委員としてのお仕事を考えますと、私は単純に社会教育だけではなくて、教育の分野でも推進委員さんたちの働きは大切ではないかなと思ったり、また県下のスポーツ人口を養成していく上でも大切な役割をなさる方ではないかなとも思ったりもするんですが、そういうものも含めて、この募集の基準を教えてください。そして、公表できるものなら12名の名前を教えてください。お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、47ページの県支出金、県補助金の中の3つの補助金についてでございます。

まず、移住・定住促進事業補助金と一つ飛んで下の観光促進事業補助金につきましては、こちらは県の清流の国ぎふ推進補助金というものになります。この補助金につきましては、地域の魅力づくり発信など、継続・発展させるための事業で、特色のある事業というものに対して、県のほうから、補助対象2分の1の補助金をいただけるものでございます。

今回は、町外者が多く集まりますリバーサイドカーニバルにおきまして、移住・定住の促進をPRするために、グッズやパネル、そしてパンフレットを作成するというようなことで、県に補助要望を出させていただきまして、これが内示をいただけたということでございます。

まず、移住・定住促進事業につきましては、歳出で申し上げますと、49ページの地方創生事業費の中の消耗品費44万円と、印刷製本費66万円の分で、110万円の2分の1の55万円という

ことで補助金をいただく予定となっております。

リバーサイドカーニバルでPRを行うということで、リバーサイドカーニバルにつきましては、もう既に当初予算で組んでおります。そのうちのステージの設営、撤去等々が補助対象と認めていただきましたので、47ページの観光促進事業補助金185万円を歳入で見させていただいております。

その次の東京圏から移住支援事業補助金の事業につきましては、国の地方創生推進交付金を活用しまして、東京圏から岐阜へ移住した方に対し、県と県内の42の市町村が共同で移住支援金を支給する制度を創設いたしました。内容を申し上げますと、東京23区に5年以上在住をしている方か、東京圏ということで、東京、埼玉、千葉、神奈川の東京圏に5年以上在住し、東京23区に5年以上勤務されている方が笠松町に移住をしてこられたということで、まず笠松町に入る要件といたしましては、平成31年度4月以降の転入者であること。そして申請は転入後、3カ月以上1年以内であること。あと申請日から5年以上笠松町に居住をする意思があることという条件がございます。

また、就職の要件といたしましては、県のマッチングサイトに登録をして求人を募集している企業に就職をされ、5年以上勤務をするという意思がある方というのが該当になります。その世帯に関しまして、100万円を支給する制度でございます。そのうちの75万円が今回県の支出金で計上させていただいております補助金ということになります。

続きまして、49ページ、プレミアム付商品券についてでございます。

手続を全て委託で行われるのかということでございますが、このプレミアム付商品券の事業費の中で、プレミアム付商品券販売及び換金委託料ということで3,034万4,000円計上しております。この部分については、全て商工会に委託するというので、商工会さんは店舗の募集、商品券の販売、換金に関して全て請け負うというものでございます。

そのほか、情報センター委託料とありますけれども、非課税者のリストを出していただくとか、システムの改修を町からお願いをしていくということです。先ほどのプレミアム付商品券販売及び換金委託料以外の部分は、委託する部分もありますが、町で行っていきます。該当される方への引きかえ券の送付とか、確認とかは、町で行っていくものになっております。

あと、レジ袋についてでございますが、平成20年に6社提携をして、この後、この契約はまだ生きているのかということでございますが、この契約につきましては、まだ継続をしているということでございます。この協定に基づきまして、今回もピアゴ笠松店から御寄附をいただいているという状況でございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

保育所等の保育料の無償化につきましては、法律が消費税10%に増税というのが大前提にあ

ることでありまして、もしこれがなくなった場合に、財源確保というのがそれぞれの市町村で確保しないということにもなりますので、今のところ、増税がされた場合というふうで実施というふうを考えております。

○議長（伏屋隆男君） あれね、保育料の無償化というのは、増税しなくても国が補助することで国の法律で決まり、6月の国会を通っています。今年度は必ずということでも延期になっても、ただ、来年度以降がわからないということでもあります。

宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） スポーツ推進委員についてお答えをさせていただきます。

スポーツ推進委員というのは、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならないというふうに私どもの要綱にうたっておりまして、年間2回、研修会を実施しております。職務の内容でございますが、広報に私どもの規則の第2条、スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興と健康な住民生活育成のためにかかわっていただくという大きくくりで説明してございますけれども、その内容は、事業の実施や連絡調整、スポーツの実技指導、組織、住民のスポーツ推進のための組織を育成すること、行事や事業に対して協力すること、スポーツ団体の事業にも協力すること、住民に対してスポーツについての理解を深めること、スポーツ振興のための指導助言を行うこと、合計7つの項目をうたっております。それをまとめて、広報には、スポーツ推進委員さんの職務として5行でまとめてありますので、御理解ください。したがって、議員おっしゃるとおり、間違いなく教育の内容でございます。

それから、氏名に関してでございますが、全部で12名でございます。お名前のみを紹介させていただきます。

福田郁朗様、堀省一郎様、森俊二様、木部亨様、下村千代子様、堀江真由美様、栗本久雄様、野々垣和男様、この方々は10年以上スポーツ推進委員として、体育推進委員の時代からお世話いただいています。それから、打田かよ子様、野田義之様、それから新たにスポーツ推進委員となっておりましたのが、加藤大武様、廣瀬貴子様、2名、合計12名でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

スポーツ推進委員さんのお仕事はいろいろ今お聞きしましたけれど、年齢制限とか男女の関係とかは特別に規定にはなかったんでしょうか。また、必要はないんでしょうか。

そういうのは、小・中学生の中でスポーツ少年団だとか中学校のクラブ活動の中のスポーツの部分などにも、これから広い意味で反映されていかなければ育ってはいかないと思うので、単純に町内のスポーツ行事だけではと思っているんですが、その辺についてはどのように考えられるのかお尋ねします。

あと、保育料だとか、幼稚園のとか、それから所得の少ない低年齢の方などの無償化についてですが、これは、10月から半年間の補正予算が組まれたということだと思いますが、消費税が延期されたり、そのときはどのようになるのか、そして、これについての父兄へのお知らせなどは、これというのは無償化も含めてどのようなお知らせをされていくのか、その点お尋ねします。以上、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず、女性のスポーツ推進委員さんの件でございますが、スポーツ推進委員さんの研修会は、女性部会というのを持っておりまして、女性のための研修会も年間2回ほど実施しておりまして、女性のスポーツ参加を推進できる役割を担っております。

それから2つ目には、スポーツ推進委員さんというのは、全ての方が現在、仕事を持っていらっしゃるやいまして、その間を縫って非常勤としてお勤めいただいているということでございます。したがって、私どもの願いとしては、中学校の部活動は部活動として指導者をきちんと準備すると。それから、スポーツ振興にかかわって指導、助言に、それから主な行事を数回持っていたらと、そういったことでスポーツ推進委員さんの仕事をお願いしておりまして、年間を通してやるという状況では現実的にはないというのが現実でございます。

スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものと書いてありますから、議員のおっしゃるとおり、施設に関する全てのお仕事の範疇とすることはできないというわけではございません。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

保育料の無償化について、半年間分の補正を組ませていただきましたが、消費税が増税されなかった場合にどうなるのかということにつきまして、私のほう確認ができておりませんので、確認ができ次第、また御報告をさせていただきます。

それから、保護者の方たちへの周知につきましては、無償化を実施する場合に、保育料の利用給付申請が必要になってまいります。そのようなこともありまして、保護者の方たちには、皆さん集まった場所なりにお邪魔して説明会を開かせていただいたりとか、広報等でも周知はさせていただきますが、幼稚園ですと夏休みもありますので、なるべく夏休み前までには説明をさせていただきたいなど今は考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

この際、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第40号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

第41号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。



第42号議案 令和元年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 36号議案と48号議案で消費税などについての条例改正を行われましたが、この条例は令和元年10月1日から施行するという点からいきますと、この補正予算の中には、消費税増税分は入っていないと考えていいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 消費税の分が予算に見込まれているかというような御質問でございますが、10月に増税が予定されているということで、その分は予算に見込んでございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 条例では、10月1日以降の施行になっているという点からいって、それでいいんですか。

と同時に消費税のみの、まず水道料金については引き上げなのかどうなのか、その補正についてお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

料金改定の分は、これの中には入っておりませんが、その他の事業費に係る消費税分については、10月から消費税が増税されるという、その分について見込んでおります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 企業会計方式になって、どこに消費税が必要な分をどれぐらい入っているかというのを、具体的にここはこれだけ入っておるよというような形で教えていただけませんか。水道会計の中で。

○議長（伏屋隆男君） この場で暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時35分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 大変お待たせをいたしました。

まずは今回の消費税の関係で補正で上げさせていただいている分については、工事費等の増額分の消費税が今回の補正で上げさせていただいているということになります。

水道事業会計における消費税の部分のところでございますが、当初予算で水道事業会計の予算状況を、予算書をお配りしたところの収益的支出というところがございまして、営業外費用の中で消費税の分を上げさせていただいておりますので、予算書ですとそここのところを見ていただきますと消費税が出てまいります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この補正の中にあるかないかということでは、今あると答弁されたよね。事業内容の中では。

とするなら、ここの出されたところのどこの部分にあるのかと聞いているんで、そこで教えてくださらないと、当初予算についてなんて言われたって、ここに資料を持ってきているわけじゃないし、ここの中ではどこなのかと言ってくださいませんか。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

今回の補正の消費税にいたしましては、工事費の中に含まれていると御理解いただければよろしいかと思っております。

補正予算書の67ページの資本的支出、建設改良費、水源施設の改良費の水源施設改良工事費の中に消費税は含まれております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田島議員。

○5番（田島清美君） 67ページの今、資本的収入のところの建設改良費等企業債のところの補正予定額が330万円と書いてあるんですけど、その支出のところは、水源施設改良費の補正予定額が328万円となっているんですけど、2万円借入れが上回っているのはどうしてかということをお教えください。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

2万円の差でございますが、借入の対象事業額が1億9,888万465円が2億216万119円と変更になりまして、収入と支出の差の端数の調整のために2万円の差が出るということでございます。端数調整の関係で出ているということでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

第43号議案 令和元年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和元年第2回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和元年第2回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時45分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年6月6日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 岡 田 文 雄

議 員 川 島 功 士